

手話言語法ニュース

2017年10月31日 No.46

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F
TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445
手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二
法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩
普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・岡野美也子・倉野直紀
条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司

祝 手話を広める知事の会 全47都道府県が入会

10月13日付けで、福岡県が「手話を広める知事の会」に入会し、全47都道府県が加盟しました。

これを受け、当連盟の理事長の石野よりコメントが届きました。

(以下、原文まま)

「2016年3月3日、全国制覇を果たした「手話言語法制定を求める意見書」を受けて、手話を広める知事の会は「①手話言語を全国に広げ、手話言語法（仮称）の制定を国に求める②手話を使いやすい社会環境を全国に広げる③手話の普及を図り、もって聴覚障がい者の更なる自立と社会参加の実現を目指す」の目的で発足しました。僅か1年3か月でまたも全国制覇を果たしてきました。このような運動は障害者運動に残る歴史的瞬間といえます。これも各協会の努力の賜物です。ここに紙面を借りて感謝を申し上げます。

次回も引き続き悲願の手話言語法制定をめざして諦めないで頑張りましょう。“継続は力なり”」

また、11月7日に「手話を広める知事の会総会・手話言語フォーラム」を開催します。

詳細につきましては、連盟ホームページにて随時掲載いたします。

●手話広める知事の会 HP

http://www.jfd.or.jp/sgh/chi_jinokai

●「手話を広める知事の会 全47都道府県が入会！」HP

<http://www.jfd.or.jp/2017/10/16/pid16936>



各地の手話言語条例制定状況

新潟県聖籠町

9月20日、聖籠町議会で「聖籠町手話言語条例」が可決されました。

この条例は、「手話が言語であるという認識に基づき、手話を必要とする者とする者以外の者が共に生きる地域社会の実現について、その基本理念を定め、町の責務並びに町民及び町内で事業を営む者の役割を明らかにすることにより、これを推進すること」を目的としています。

10月1日施行です。



聖籠町の渡邊廣吉町長（中央）と共に

群馬県安中市

9月21日、安中市議会で「安中市手話言語条例」が可決、制定されました。

条文には、手話の意義として「手話はろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系をもつ言語であって豊かな人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産である」と表記しています。

同日施行です。



安中市の茂木英子市長（前列右から4番目）と共に

新潟県阿賀野市

9月22日、阿賀野市議会で「阿賀野市手話言語条例」が可決されました。

条文には、「手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及及びろう者、中途失聴者、難聴者、音声並びに言語機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある者への理解の促進に努め、一人ひとりが生き生きと安心して、ともに支えあい笑顔で暮らせる阿賀野市を目指す」と表記しています。

9月27日施行です。



阿賀野市議会で記念撮影

岡山県玉野市

9月25日、玉野市議会で「玉野市手話言語条例」が可決され、岡山県内で高梁市に続き2番目の成立となりました。

条文には、「手話の理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、全ての市民が健やかで安心して暮らせるまちを実現することを目的とする」と表記しています。同日施行です。



玉野市の黒田晋市長（前列右から5番目）と共に

いずもし 島根県出雲市

9月27日、出雲市議会で「出雲市手話の普及の推進に関する条例」が可決されました。

この条例は県内初の手話言語条例で、手話は言語であることや手話による意思疎通が円滑に図られる必要があることなど、市民の手話への理解を深め、手話の普及を推進することを目的としています。

出雲市では、条例に基づき手話に関する施策を実施し、手話による支援の輪の拡大を図り、ろう者とろう者以外の者が互いを認め尊重し合い共生する地域社会の実現をめざすこととしています。9月28日施行です。



出雲市の長岡秀人市長（2列目中央）と共に

兵庫県たつの市

10月5日、たつの市議会で「たつの市共に歩む手話言語条例」が可決されました。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられたが、手話に対する理解と聴こえないということへの理解の広がりやをいまだ感じる状況ではない。手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の広がりをもって市民が地域で支え合い、ろう者の尊厳を守り、共に歩み、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す」と表記しています。

2018年4月1日施行です。



たつの市の栗原一市長（前列右から6番目）と共に

各地でイベント開催

奈良県

9月30日（土）の午前中に「みんなの手話言語フェスティバル」が開催され、約400人の方々が参加されました。

このイベントは、奈良県主催のもと、奈良県聴覚障害者協会、奈良県手話通訳問題研究会、奈良県手話サークル連絡会が協力し、奈良県手話言語条例の制定記念のイベントとして開催されました。

イベントでは、全国高校生手話パフォーマンス甲子園で連続出演を果たし、好成績を収めた奈良県立ろう学校のパフォーマンスを映像で紹介後、手話パフォーマーRIMI氏による講演とプチライブを披露しました。そしてデフ・パペットシアター・ひとみによる人形劇の公演がありました。

また、3つの協力団体の活動紹介のパネル展示を行うほか、「ミニ手話教室」を開催し、一般参加者20数人が簡単な手話を学びました。



ミニ手話教室の様子



パネル展示の様子

せたがやく 東京都世田谷区

10月21日、世田谷区鳥山区民会館で「手話言語フォーラム in 世田谷」が開催され、約200人の方々が参加しました。

初めに、世田谷区の保坂展人区長が「都の動きを待つだけでなく、世田谷区から積極的に手話言語条例制定に向けて検討を進めていきます」と挨拶しました。



世田谷区の保坂展人区長

講演は、連盟事務局長の久松、北海道石狩市長代理の障がい福祉課の鈴木昌裕主査（以下、鈴木主査）が講師を務めました。

久松は「手話言語の広がりにはなぜ必要か」というテーマでろうあ者差別の問題、手話言語法、条例制定の意義などの内容で講演しました。



連盟事務局長 久松

鈴木主査は、「石狩市の手話言語条例で何が変わったか」をテーマに石狩市が全国市町村初の手話言語条例を制定するまでの経過や、制定後の石狩市での取り組みなどの内容で講演しました。



石狩市障がい福祉課 鈴木昌裕主査

その後、世田谷区聴覚障害者協会の唯藤節子会長を交えた「パネルディスカッション」、RIMI氏 & 大橋ひろえ氏による「手話ソングのルーツを旅して」のアトラクションが行われ、盛況の内に終了しました。



RIMI氏 & 大橋ひろえ氏による「手話ソングのルーツを旅して」



パネルディスカッションの様子